

## 青梅市生け垣設置費補助金交付要綱

平成3年4月1日  
実施

改正	平成9年4月1日	平成14年4月1日
	平成17年4月1日	平成20年4月1日
	平成23年4月1日	平成26年4月1日
	平成29年4月1日	令和2年4月1日

### 1 目的

この要綱は、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進するため、生け垣の設置に要する経費の一部を補助し、もって市民が安全で快適な生活を営むことのできる環境づくりに寄与することを目的とする。

### 2 用語の定義

この要綱において「生け垣」とは、おおむね高さ1メートル以上の樹木を枝葉が触れ合う程度に列状に植え込んだ一列の植栽をいう。

### 3 補助対象

補助金の交付対象となる生け垣は、新たに設置するもので、次の条件を備えていなければならない。

- (1) 道路（原則として幅員4メートル以上のもの）に面した敷地に設置し、総延長が3メートル以上のもの
- (2) 設置した生け垣を、5年以上保存するもの
- (3) 建築物の敷地に設置する生け垣であるもの

### 4 補助金適用除外

補助金の交付は、次の各号のいずれかに該当するものについては適用しない。

- (1) 道路の中心から後退距離が不足するもの
- (2) 隣地との境界に設置するもの
- (3) 営利を目的として設置するもの
- (4) 国、地方公共団体その他の公的機関が設置するもの
- (5) 他の法令等の規定により塀等の移設補償がなされているもの
- (6) 東京都における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第47条から第49条までに規定する開発許可の対象となる施設の緑化事業として行うもの
- (7) その他青梅市長（以下「市長」という。）が特に除外すべき必要があると認めたもの

### 5 補助金の交付額

補助金の交付額は、予算の範囲内において次の各号に定めるところによる。

- (1) 新たに生け垣を設置する場合の交付額は、延長1メートル当たり4,000円とする。
- (2) 生け垣設置に伴ない、既存のブロック塀等を撤去する場合は、前号のほか撤去に対する補助として、延長1メートル当たり2,500円を交付する。ただし、設置する生け垣の延長の範囲内とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、工事に要する経費が当該各号に定める単価に満たない場合は、その経費を補助する。
- (4) 前3号による補助金の交付は、延長25メートルを限度とし、算定に当たり100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### 6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生け垣設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 経費支出計画書
- (2) 生け垣設置前の現況写真2部

## 7 補助金の交付決定

市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、申請者に対して生け垣設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

## 8 工事完了報告

生け垣設置費補助金交付決定通知を受けた申請者は、生け垣の設置工事完了後速やかに生け垣設置完了届（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 経費の支出を証明する書類
- (2) 生け垣設置後の現況写真2部

## 9 補助金の交付額の確定

市長は、前項の完了届が提出されたときは現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、申請者に対して、生け垣設置費補助金交付額確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

## 10 補助金の請求

申請者は、前項の通知があったときは、速やかに生け垣設置費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

## 11 生け垣設置に際しての配慮

生け垣を設置する場合は、枝葉の伸長等を考慮し、おおむね30センチメートル程度の余裕をもって設置するものとする。

## 12 維持管理

補助金の交付を受けた者は、当該生け垣が道路部分（道路後退部分）にはみ出すことのないように刈込み等により適切に維持管理を行わなければならない。

## 13 補助金の返還

市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の方法によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3項第2号に規定する条件に違反したとき。

## 14 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

## 15 実施期日等

- (1) この要綱は、平成3年4月1日から実施し、令和5年4月1日に、その効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

## 16 経過措置

- (1) この要綱は、平成9年4月1日から実施する。
- (2) この要綱は、平成14年4月1日から実施する。
- (3) この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- (4) この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
- (5) この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
- (6) この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。
- (7) この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から実施する。
- (8) この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。

様式（省略）